

# 群馬県手話言語条例

条例の内容は？



## 第1条 【目的】

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現することを目的とする。

### 【ポイント】本条例の目的を規定。

- ろう者とろう者以外の者が共生。
- 等しく全ての障害者福祉の向上に寄与することのできる地域社会を実現。

## 第2条 【手話の意義】

手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵(かん)養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

### 【ポイント】「手話」が意味するところを規定。

- 独自の体系を持つ言語であって、言語活動の文化的所産。

## 第3条 【基本理念】

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

### 【ポイント】「手話」に関する根本的な考え方を規定。

- ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し共生。
- ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話を普及。

## 第4条 【県の責務】

県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

### 【ポイント】県の担うべき責務を規定。

- 社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮。
- 手話普及等の環境整備。
- 県民理解推進。

## 第5条 【市町村との連携及び協力】

県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

### 【ポイント】県による市町村との連携協力について規定。

- 条例の県民理解促進。
- 手話の普及及び使用環境の整備。

## 第6条 【県民の役割】

県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

### 【ポイント】県民の皆さんが担っていく役割を規定。

- 条例の目的や基本理念の理解。
- ろう者や手話に関わる者の県施策への協力や手話の普及。

## 第7条 【事業者の役割】

事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

### 【ポイント】事業者の皆さんが担っていく役割を規定。

- サービス提供。
- 労働環境整備。

## 第8条 【計画の策定及び推進】

県は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

### 【ポイント】県による群馬県障害者計画における手話が使いやすい環境整備のための必要な施策の規定と、その計画的推進。

### 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ

コミュニケーションプラザは聴覚障害のある人たちの社会参加を促進するため、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、字幕入りDVD等の貸出や生活相談事業を行う施設です。

所在地：〒371-0843  
前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター3階  
TEL:027-255-6633 FAX:027-255-6634  
HP: <http://www.gunma-comipura.jp/>  
利用時間：午前9時から午後6時まで  
休館日：土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

